

調剤報酬点数表

令和8年6月1日施行



基本ルール・計算式

総点数の構成

総点数 = 調剤技術料 + 薬学管理料 + 薬剤料 + 特定保険医療材料料 + 調剤ベースアップ評価料 + 調剤物価対応料

窓口負担額の計算式

総医療費 = 総点数 × 10円

窓口負担額 = 総医療費 × 負担割合(1割～3割) ※窓口負担額の10円未満の端数は「四捨五入」します

調剤技術料 ※「調剤基本料」と「薬剤調製料」で構成されます

1 | 調剤基本料

調剤基本料(処方箋受付1回につき)	
調剤基本料 1	47点
調剤基本料 2	30点
調剤基本料 3 イ	25点
調剤基本料 3 ロ	20点
調剤基本料 3 ハ	37点
特別調剤基本料 A	5点
特別調剤基本料 B	3点
(注釈) [80%相当]複数の処方箋を同時に受け付けた場合(2枚目以降に適用)	
[50%相当]特定の基準に該当する薬局の場合	
[減算▲15点]門前薬局等立地依存減算	
[減算▲5点]後発医薬品の実績が極めて低い場合	

基本料への体制加算	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5	59点
電子的調剤情報連携体制整備加算 ※1か月に1回まで8点	8点
在宅薬学総合体制加算 1	30点
在宅薬学総合体制加算 2 単一建物1人:100点/それ以外:	50点
連携強化加算	5点
バイオ後続品調剤体制加算	50点

分割調剤のルール	
医師の指示による分割:基本料・調製料・管理料を分割回数で割って算定	
長期保存困難等による分割:2回目以降は基本料として5点のみ算定	
後発医薬品の試行による分割:2回目のみ基本料として5点のみ算定	

2 | 薬剤調製料

薬剤調整料	
内服薬 ※1剤につき(上限3回) ※特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合/臨時投与等を除く	24点
(注釈) [90%相当]1処方に7種類以上の内服薬	
外用薬 ※1調剤につき(上限3回)	10点
屯服薬 ※受付1回につき	21点
内服用滴剤 ※1調剤につき	10点
浸煎薬 ※1調剤につき(上限3回)	190点
湯薬(7日分以下) ※1調剤につき(上限3回)	190点
(8日分以上)	1日分につき:10点
(29日分以上)	400点
注射薬 ※受付1回につき	26点

薬剤調製料の加算	
無菌製剤処理加算	中心静脈:69点/抗悪性:79点/麻薬:69点
15歳未満	中心静脈:237点/抗悪性:147点/麻薬:137点
計量混合調剤加算	液剤:35点/散剤:45点/軟膏:80点
(注釈) [20%相当]予製剤の場合	
自家製剤加算: [内服薬] ※1調剤につき	固形剤(7日分(端数含む)増すごとに):20点
	液剤:45点
[屯服薬] ※1調剤につき	固形剤:90点
	液剤:45点
[外用薬] ※1調剤につき	固形剤等:90点
	点眼・点鼻等:75点
(注釈) [20%相当]予製剤の場合、錠剤の分割等の場合	
麻薬等加算:麻薬	液剤:45点
向精神薬・毒薬・覚醒剤原料	70点
夜間・休日等加算	8点
時間外等加算 ※基礎額	40点
時間外:100%/休日:140%/深夜:200%	
※基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調整料+無菌製剤処理加算+調剤管理料	

薬学管理料

調剤管理料	
調剤管理料 1 ※1調剤につき(上限3回)	27日分以下:10点/28日分以上:60点
※内服薬の場合に算定(内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く)	
調剤管理料 2	内服以外:10点
調剤管理料の加算	
薬学的有害事象等防止加算	在宅前後・かかりつけ:50点/それ以外:30点
調剤時残薬調整加算	在宅前後・かかりつけ:50点/それ以外:30点

服薬管理指導料	
服薬管理指導料	3ヶ月以内・手帳あり:45点/それ以外:59点
服薬管理指導料(施設等)	45点
服薬管理指導料(オンライン指導)	3ヶ月以内:45点/在宅:それ以外:59点
服薬管理指導料(手帳活用実績50%以下の薬局等) ※加算不可	13点

服薬管理指導料の加算	
特定薬剤管理指導加算 1	必要時:5点/初回:10点
特定薬剤管理指導加算 2	100点
特定薬剤管理指導加算 3	イ:5点/ロ:10点
麻薬管理指導加算	22点
吸入薬指導加算 ※同デバイスにつき6ヶ月に1回	30点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点

その他の薬学管理料	
外来服薬支援料 1 (持参薬整理)	185点
外来服薬支援料 2 (一包装等指導)	34点~240点
(注釈) [支援料2の加算]施設連携加算:50点	
調剤後薬剤管理指導料(糖尿・心不全)	各1ヶ月に1回:60点
経管投薬支援料	初回のみ:100点
服用薬剤調整支援料 1	125点
服用薬剤調整支援料 2 ※令和9年6月適用	1,000点
服薬情報等提供料	1:30点/2:20点/3:50点

在宅医療・在宅訪問指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料 1 (単一建物1人)	650点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 2 (単一建物2~9人)	320点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 3 (単一建物10人以上)	290点
在宅患者緊急時等共同指導料	700点
在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導料 1 (計画外の緊急訪問)	500点
(注釈) [緊急訪問1への加算]夜間訪問400点/休日訪問:600点/深夜訪問:1,000点	
在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導料 2 (1以外の緊急訪問)	200点
訪問薬剤管理指導の加算	
麻薬管理指導加算	100点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
小児特定加算	450点
乳幼児加算	100点
連携・初期介入の評価	
退院時共同指導料	600点
在宅移行初期管理料	230点
同時指導・複数名訪問の評価	
訪問薬剤管理医師同時指導料 ※6ヶ月に1回	150点
複数名薬剤管理指導訪問料	300点

薬剤料・特定保険医療材料・賃金改善・物価対応

使用薬剤料(お薬代)

厚生労働省が定める価格(薬価)によります。

点数計算 薬価15円以下:1点/15円超:薬価総額÷10 (※端数は5以下切り捨て、5超切り上げ)

(注釈) [90%相当]多剤投与時(※特別調剤基本料算定薬局のみ)
[選定療養]長期収載品(先発品)を希望された場合の差額負担

特定保険医療材料料

材料価格を10円で除して得た点数を算定します。

その他

調剤ベースアップ評価料	※令和9年6月1日から8点	4点
調剤物価対応料	※3ヶ月に1回 ※令和9年6月1日から2点	1点